

# 伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付基準

## 1 目的

この基準は、市民のスポーツ活動に対する意識高揚及び本市スポーツ振興を図るため、全国規模のスポーツ競技大会等に出場する個人及びチームが所属する加盟団体に対し激励金を交付する。

## 2 対象

本会加盟団体の会員で、次に掲げる大会に出場した個人及びチームを対象とし1回に限り交付する。ただし、小学生、中学生、高校、大学生の児童・生徒及び学生がクラブ活動の一環として出場する場合は除外する。

- ① オリンピック及びパラリンピック等、これと同規模の国際競技大会
- ② 国民体育大会及び国が主催する同規模の大会
- ③ 国以外の団体が主催する全国規模のスポーツ競技大会で、出場するにあたり、県大会以上の予選において準優勝以上の成績をあげた者。また、これに相当する成績を常時おさめて出場する者。

## 3 激励金の額

- ① 交付基準2-①に該当する場合 10,000円以内
- ② 交付基準2-②及び2-③に該当する場合 5,000円以内

## 4 激励金の限度額

1種目協会（連盟）あたり15,000円以内とする。

## 5 激励金の調整

会長は、予算の状況により理事会の承認を得て、交付基準3及び4の金額を調整することができる。

## 6 申請

加盟団体の会長は、伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付申請書に次のものを添え、大会前日までに会長に提出しなければならない。

- ① 大会要項
- ② 交付基準2-③に該当する者は、予選の成績表
- ③ 参加者名簿（個人またはチーム名が記入されているもの）
- ④ その他、必要と認められるもの。

## 7 報告

大会終了後、速やかに伊勢原市体育協会スポーツ競技大会報告書に次のものを添え、会長に提出しなければならない。

- ① 大会結果等
- ② その他、必要と認められるもの。

## 8 その他

この交付基準に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

## 附 則

- 1 この交付基準は、昭和63年7月1日から施行する。
- 2 この交付基準は、平成16年6月15日に改正し、平成16年6月15日から施行する。
- 3 この交付基準は、平成20年3月18日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この交付基準は、平成21年2月17日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

# 伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付基準（解説）

## 1 目的

この基準は、市民のスポーツ活動に対する意識高揚及び本市スポーツ振興を図るため、全国規模のスポーツ競技大会等に出場する個人及びチームが所属する加盟団体に対し激励金を交付する。

### 【解説】

・個人、チームへの交付を、個人、チームの所属する体育協会加盟団体に激励金を交付するとした。

## 2 対象

本会加盟団体の会員で、次に掲げる大会に出場した個人及びチームを対象とし1回に限り交付する。ただし、小学生、中学生、高校、大学生の児童・生徒及び学生がクラブ活動の一環として出場する場合は除外する。

① オリンピック及びパラリンピック等、これと同規模の国際競技大会

② 国民体育大会及び国が主催する同規模の大会

③ 国以外の団体が主催する全国規模のスポーツ競技大会で、出場するにあり、県大会以上の予選において準優勝以上の成績をあげた者。また、これに相当する成績を常時おさめて出場する者。

### 【解説】

・国体及び各種選手権大会等、県予選を通過した者、または県協会・連盟等の推薦を受けた者を、上位団体出場にあたり県大会以上の予選において準優勝以上の成績をあげた者、また、これ相当する成績を常時おさめて出場する者。

## 3 激励金の額

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ① 交付基準2-①に該当する場合      | 10,000円以内 |
| ② 交付基準2-②及び2-③に該当する場合 | 5,000円以内  |

## 4 激励金の限度額

1種目協会（連盟）あたり15,000円以内とする。

### 【解説】

・新たに限度額を設けた。

## 5 激励金の調整

会長は、予算の状況により理事会の承認を得て、交付基準3及び4の金額を調整することができる。

### 【解説】

・新たに金額調整ができることとした。

## 6 申請

加盟団体の会長は、伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付申請書に次のものを添え、大会前日までに会長に提出しなければならない。

- ① 大会要項
- ② 交付基準2-③に該当する者は、予選の成績表
- ③ 参加者名簿（個人またはチーム名が記入されているもの）
- ④ その他、必要と認められるもの。

### 【解説】

・個人及びチームが申請することを、加盟団体の会長が大会前までに体育協会会長に申請することとした。

## 7 報告

大会終了後、速やかに伊勢原市体育協会スポーツ競技大会報告書に次のものを添え、会長に提出しなければならない。

- ① 大会結果等
- ② その他、必要と認められるもの。

## 8 その他

この交付基準に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

### 附 則

- 1 この交付基準は、昭和63年7月1日から施行する。
- 2 この交付基準は、平成16年6月15日に改正し、平成16年6月15日から施行する。
- 3 この交付基準は、平成20年3月18日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この交付基準は、平成21年2月17日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

# 伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付申請書

年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

申請者

協会（連盟）名  
住 所 伊勢原市  
氏名又は団体名  
代表者名  
電 話 ( )

印  
印

次のとおり申請します

1 大会名	
2 出場種目	
3 開催期日	
4 開催場所	
5 申請額	円 (オリンピック・パラリンピック等：10,000円、全国大会：5,000円)
6 添付書類	(1) 大会開催要項等 (2) 出場者名簿（個人名又は団体名記載のもの）
7 交付方法	原則として、伊勢原市体育協会理事（加盟種目団体選出）を通じて交付する。
8 特記事項	

伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付基準に照らし審査した結果、適正・不適正と判定したので、別紙のとおり通知してよろしいか。

起案日：平成 年 月 日  
 決済日：平成 年 月 日  
 執行日：平成 年 月 日

【執行部】

【事務局】

会 長	副会長	理事長	会 計	事務局長	チームリーダー	合 議	担 当

# 伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金結果報告書

年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

報告者 協会（連盟）名  
住 所 伊勢原市  
氏名又は団体名  
代表者名  
電 話 ( )

印  
印

次のとおり報告します

1 大会名	
2 出場種目	
3 開催期日	
4 開催場所	
5 大会結果	
6 添付書類	(1) 大会結果表等 (2) 出場者名簿（個人名又は団体名記載のもの）
特記事項	

